

夢を実現する第一歩のために…

2011年2月号

# ミツヒロニュース



立春は旧暦でいう新年。心新たに奮起しましょう。株式会社船井本社の船井勝仁氏が、たれからは、経営者中心リーダーシップ)から、社員一人ひとりが自分の持っている個性を充分に発揮し、その総合力で組織が発展する時代である。」と話されました。私も共創、共感の時代であり、お互い力を合わせるにより会社を成長させたいと思います。 光廣 昌史

## 今月のトピックス

- 確定申告の時期がやってきました  
個人事業主、給与以外の収入のある皆様は申告して下さい。
- 不動産所得における確定申告で誤りやすい事項
- あとがき  
春の楽しみ／牡蠣のシーズン

## 確定申告の時期がやってきました。

皆様もご存じの通り、**所得税の確定申告の季節**がやってきました。

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する**所得税の額**を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税されて納めた**税金**などとの**過不足を精算**する手続です。

今年は**2月16日(水)～3月15日(火)までが申告期間**となっていますので、早めの申告を心がけてください。

1. 確定申告の必要な方…確定申告が必要な方は以下の通りです。

### ① 給与所得がある方

(大部分の方は年末調整にて所得税が精算されるため、申告は不要です)

次の計算において**残額があり**、さらに 下記(1)から(6)のいずれかに該当する場合

- 各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、課税される所得を求めます。  
↓
- 課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。  
↓
- 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

(1) 給与の収入金額が**2,000万円を超える**

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・森川まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : [info@office-m.co.jp](mailto:info@office-m.co.jp)

- (2) 給与を **1 か所** から受けていて、各種の**所得金額**（給与所得、退職所得を除く）の合計額が **20 万円** を超える
- (3) 給与を **2 か所以上** から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が **20 万円** を超える
- (4) **同族会社の社員やその親族** などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた
- (5) 給与について**災害減免法**により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- (6) **在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方**などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

## ② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、**残額がある**

## ③ 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、**源泉徴収されないもの**がある

## ④ 2 2 年中に借入金で住宅を購入している

## ⑤ 医療費控除など年末調整後に調整すべき所得控除額がある

## ⑥ ①～③以外の方

次の計算において**残額がある**

● **各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）**から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

↓

● 課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

↓

● 所得税額から、配当控除額を差し引きます。

以上に該当する方は、確定申告が必要となります。

## 2. 平成 22 年分の所得税に適用される主な改正事項

- (1) **寄附金控除**について、適用下限額が **2 千円**（改正前：5 千円）に引き下げられました。
- (2) 平成 22 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける**上場株式等の配当等**については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座（特定口座で源泉徴収があるもの）に受入れができることとされました。

## 3. その他

◎平成 22 年度税制改正において、**扶養控除**及び**障害者控除**が次のとおり改正されました。この改正は、平成 23 年分の所得税から適用されますので、平成 23 年 1 月分の所得より留意すべき点となります。

- ①一般の扶養親族のうち、年齢が **16 歳未満**の方に対する**扶養控除（38 万円）**が**廃止**されました。
- ②特定扶養親族のうち、年齢が **16 歳以上 19 歳未満**の方に対する扶養控除について、**上乘せ部分（25 万円）**が**廃止**され、扶養控除の額が 38 万円とされました。
- ③上記の扶養控除の改正に伴い、控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて、**同居特別障害者**である控除対象配偶者又は扶養親族に対する障害者控除の額が 40 万円から **75 万円に引き上げ**られました。

◎遺族の方が年金として受給する**生命保険金**のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしました。

# 不動産所得における確定申告で誤りやすい事項

確定申告における、不動産に関連する誤りやすい事項を紹介します。参考にして下さい。

## 収入金額における誤りやすい事項

1. 共益費や駐車場等、**付随収入の申告漏れ**の事例が多い
2. 礼金、権利金、名義書換料、更新料等が適正に申告されていない。また、保証金、敷金等で返還しないものが申告されていない
3. 未分割の相続財産から生じる不動産所得については、法定相続分により申告すればよい。  
※申告後に、法定相続分と異なる分割が行われても、分割後からその相続分に応じて申告すればよい
4. 税込経理方式の者で、消費税の還付税額を雑収入として計上していない。  
**税込経理方式**を採用している個人事業者が受ける消費税等の還付税額の収入すべき時期については、原則として、消費税等の申告書が提出された日の属する年分とされる。

## 必要経費における誤りやすい事項

1. 減価償却の計算において、相続人が被相続人の定率法を採用している。  
平成10年4月1日以後に取得した建物の減価償却は、**定額法による**こととされているが、この取得には相続、遺贈又は贈与によるものも含まれる。
2. 信用保証協会に支払った保証料を、支払った年分の必要経費に全額算入している。  
信用保証協会に支払った保証料は、前払費用又は繰延資産として、**保証期間であん分**して必要経費に計上する。
3. 減価償却の計算において、**土地の取得価額が建物の取得価額に含めて**計算されている事例がある。  
→マンションの取得費に多い。  
→取得に際して支払った消費税の額から建物の取得費が算定できる。
4. **家事用部分の費用**（固定資産税、損害保険料、支払利息等）は、経費とならない。  
※家事用部分のあん分が必要な場合がある。
5. 建物の損害保険料（長期総合保険、JAの建物更正共済など）のうち、積立部分は経費に算入されない。

## 事業的規模の判定における誤りやすい事項

1. 不動産が2以上の者の共有とされている場合、当該不動産の**全体の貸付規模により判定**する。
2. 不動産貸付が**事業的規模（いわゆる5棟10室）で行われていない場合**、あるいは、確定申告書に**貸借対照表が添付（作成）されていない場合**は、65万円の青色申告特別控除は、適用できない。 ※65万円の青色申告特別控除は、平成17年分から適用。

## 事業的規模でない場合における誤りやすい事項

1. 不動産貸付が事業的規模で行われていないにもかかわらず、**固定資産の損失を全額必要経費**に算入している（不動産所得が赤字となっている）。  
→事業的規模でない場合、業務用の資産についての資産損失は、当該損失を控除する前の所得金額が限度となる。
2. 不動産貸付が事業的規模で行われていないにもかかわらず、事業専従者給与を支払って（又は、専従者控除を控除して）いる。  
→事業的規模で不動産貸付が行われていない場合は、**事業専従者給与（控除）は認められない**。

## 損益通算における誤りやすい事項

1. 不動産所得が赤字の場合において、必要経費のなかに土地等を取得するために要した借入利息があるにもかかわらず、そのまま損益通算を行っている。  
→損失のうち、土地等を取得するために要した借入金の利子の額に対応する部分の金額は、損益通算に当たってはなかったものとされる。

## その他の誤りやすい事項

同族会社から受ける地代や店舗・工場などの賃貸料は **20万円以下であっても、個人の収入として申告しなければならない。**

### 参考文献

国税庁

「平成22年 所得税の確定申告の手引き」

税務署資料

「確定申告で誤りやすい事項」～個人課税関係～

## 確定申告の時期における営業日等のお知らせ

確定申告期における、当社の営業についてのお知らせです。

今年は3月15日(火)が申告期限となっていますが、

早期申告を目標に当事務所の最終申告目標日を**3月10日(木)**としております。

尚、**2月19日(土)、26日(土)、3月5日(土)**は、**9時から17時**まで営業しております。

何卒ご協力のほど宜しくお願いいたします。

## あしがき

下田です。暦のうえでは春ですね。この時期は、所得税の確定申告業務に追われる毎日なので、気持ちは厳しい冬のまま。3月15日を無事に迎えて初めて「春が来た。」と晴れ晴れした気持ちになります。そうした毎日ですが、ささやかな喜びも有ります。長年お世話になっているお客様のご自宅には見事な梅が咲くのですが、申告の資料をお預かりするため伺った際は蕾の花も、説明のため再訪した時には、香り高い満開の梅の花に迎えられ心が和んだり、お客様とお互いの近況報告などを交わし「1年間、健康で過ごせて良かったね。」とか「曾孫が生まれたのよ。」などと談笑する、ごく普通の出来事が嬉しかったりします。プライベートでは、習い事のいけばな池坊の広島支部花展が2月中旬に開催され、様々な花に出会えるのも楽しみの一つです。ベテランの先生はもちろん、20代・30代の若手。子供華道に通っている幼稚園児や小学生、中・高等学校の華道部の生徒さんなど幅広い年齢層の作品が並びます。中でも枠に捕らわれない瑞々しい感性そのままに生けられた子供や学生さんの作品は、表情豊かで心が洗われます。真剣なまなざしで、夢中になって花を生けている姿が自然と目に浮かび、朗らかになります。いけばなは、草木に命を入れて戴いた命に、想いを託し、生けることで新たな命を吹き込みます。どの作品もキラッとした輝きがあります。会場は、ひと足早く春爛漫。1人でも多くの方に春を感じて頂きたいものです。



森川です。2月と言えば、実は牡蠣が最もおいしいシーズンです。

縁あって、たまたまピアノの先生が牡蠣の養殖屋さんのお嫁さんでしたので、私はお手伝いで年末にお歳暮の発送に伴うアルバイトをしたこともありました。その牡蠣屋さんの社長が教えてくれたのが、実は2月の牡蠣が一年で一番おいしいよということでした。宮島では牡蠣祭りが毎年2月に行われます。何故めちゃくちゃ寒い季節に宮島みたいな吹きさらしの場所で牡蠣祭り?と疑問に思われる方もいらっしゃるかと思いますが、そう言った理由から牡蠣祭りは2月なんだそうです。牡蠣祭りのことを調べていたら、牡蠣祭りの最初で「牡蠣供養法要」という儀式があるのを知り…食べて満足なだけではない、なかなか神聖な祭りなのだと思いました。

今シーズンの牡蠣について、12月頃に食べた牡蠣は、味は毎年とそんなに変わらないですが、身がとても小さくいつも見ている大きな牡蠣の3分の1くらいしかありませんでした。2月の牡蠣がどのように成長しているか、ちょっと楽しみです。牡蠣祭り、寒いけど行ってようかな～

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp>

